

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第1470300086号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスおよび介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。申請がされていれば、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者....
2. 事業所の概要....
3. 職員の配置状況....
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金....
5. 苦情の受付について....
6. 非常災害対策....
7. 事業者の義務....

令和 8年 8月

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横浜市西区岡野2丁目15番6号 |
| (3) 電話番号 | 045-311-2606 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 石井 謙次 |
| (5) 設立年月 | 昭和22年10月1日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年 2月 1日指定
介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年 4月 1日指定
神奈川県1470300086号
※当事業所は介護老人福祉施設パークサイド岡野ホームに併設されています。
- (2) 事業所の目的 老人福祉法第5条の2第4項に定める老人短期入所事業
で、介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を行う施設です。要支援又は要介護1から5の認定を受けた方で日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 パークサイド岡野ホーム
- (4) 施設の所在地 神奈川県横浜市西区岡野2丁目15番6号
- (5) 電話番号 045- 311-2360
- (6) 施設長（管理者）氏名 濱田 要一
- (7) 当施設の運営方針 21世紀にふさわしい介護老人福祉施設として、介護・健康管理・リハビリ等を始め生活支援と心のケアを重点に要介護高齢者を受け入れ、皆様に対して真心を込めたサービスの提供を目指しています。介護保険制度下において、高齢者の一人ひとりに対して、家族等の方を含めご希望に添った事業運営をさせていただきます。介護支援専門員による介護サービス計画を策定し、心身の状況などに応じ高齢者の自己決定を尊重しサービスが選択できるように努力します。
- (8) 開設年月 平成 11年5月1日
- (9) 利用定員 空床型

(10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、本人の身体上の状況により事業者側で指定させていただきます。

個室（1人部屋）	6	2階、3階、4階に各2部屋ずつ
2人部屋	32	
合計	38	

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際はご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。

食 堂	3	
機 能 訓 練 室	1	
浴 室	2	リフト浴槽、特殊浴槽、家庭浴槽
医 務 室	1	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）（介護老人福祉施設と兼務）	1	1 名
2. 生活相談員（介護老人福祉施設と兼務）	1	1 名
3. 介護職員（介護老人福祉施設と兼務） （短期入所生活介護）	3 2. 4 (8.2)	2 4 名 (3 : 1)
4. 看護職員	3	
5. 作業療法士・機能運連指導員	1. 1	1 名
6. 介護支援専門員	1	1 名
7. 医師	0. 1	必要数
8. 管理栄養士	1	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。但し、勤務する職員は、介護老人福祉施設職員と同一の勤務表により勤務します。

〈主な職種の勤務体制〉 ※土日は異なります

職種	勤務体制
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7 : 00 ~ 16 : 00 6 名 9 : 00 ~ 18 : 00 3 名 13 : 00 ~ 22 : 00 3 名 22 : 00 ~ 7 : 00 3 名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8 : 30 ~ 17 : 30 3 名 10 : 00 ~ 19 : 00 1 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険給付および介護予防給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の通常 9 割が介護保険および介護予防から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事介助（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の管理のもと、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）⇒ 朝食 8：00～9：00 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00

② 口腔ケア

- ・毎食後、ご利用やの状況にあったケア用具を使用し、適切なケアを行います。

③ 入浴介助

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・リフト浴槽、特殊浴槽、家庭浴槽をご用意しております。

④ 排泄介助

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

- (2) 介護保険給付および介護予防給付の対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日あたり1,643円

食費	負担限度額認定証をお持ちの方		
	朝食：455円	第1段階	300円
	昼食：605円	第2段階	600円
	おやつ：78円	第3段階①	1030円
	夕食：605円	第3段階②	1360円

②多床室滞在費（居室の光熱費等）

料金：1日あたり915円

滞在費	915円	負担限度額認定証をお持ちの方	
		第1段階	0円
		第2段階	430円
		第3段階①	430円
		第3段階②	530円

③個室滞在費（居室の光熱費等）

料金：1日あたり1,171円

滞在費	1,231円	負担限度額認定証をお持ちの方	
		第1段階	380円
		第2段階	480円
		第3段階①	880円
		第3段階②	980円

- ※ 滞在費・食費について、介護保険限度額の認定を受けている方（利用者負担段階第1～第3段階の方）の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりのご負担金額となります。

③特別な食事（行事食など）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理・美容サービス

別に設定した理美容業者の料金表によります。

⑤貴重品の管理

原則、貴重品の管理はいたしません。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その場合、材料代等の実費をいただきます。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

但し、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りする場合がございます。

⑧ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実
に居室が明け渡された日までの期間に係る料金1日につき、サービス利用料金の全額を
契約者は支払うものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

- ・ 前記（1）、（2）の料金・費用は、1日ごとに計算しご請求します。
- ・ 請求書については、利用月の翌月中旬頃郵送させていただきます。

ご契約者はこれを、27日までに口座振替の手続きをされた金融機関へご入金下さい

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費
および介護予防給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料
金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

《多床室 1割負担》

令和6年4月1日より適用

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1	2					
サービス利用単位数	451	561	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22	22	22
夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
合計単位数	473	583	640	709	782	852	921
1. 単位合計 × 10.88 (横浜市地域加算)	5,146円	6,343円	6,963円	7,713円	8,508円	9,269円	10,020円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,631円	5,708円	6,266円	6,941円	7,657円	8,342円	9,018円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	515円	635円	697円	772円	851円	927円	1,002円
4. 減免対象の方	自己負担額 × 減免率						

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に
規定の加算率を乗じた単位数。

☆生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位／月

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を
変更します。

《多床室 2割負担》

令和6年4月1日より適用

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1	2					
サービス利用単位数	451	561	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22	22	22
夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
合計単位数	473	583	640	709	782	852	921
1. 単位合計 × 10.88 (横浜市地域加算)	5,146円	6,343円	6,963円	7,713円	8,508円	9,269円	10,020円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,116円	5,074円	5,570円	6,170円	6,806円	7,415円	8,016円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,030円	1,269円	1,393円	1,543円	1,702円	1,854円	2,004円
4. 減免対象の方	自己負担額×減免率						

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に規定の加算率を乗じた単位数。

☆生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

《多床室 3割負担》

令和6年4月1日より適用

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1	2					
サービス利用単位数	451	561	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22	22	22
夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
合計単位数	473	583	640	709	782	852	921
1. 単位合計 × 10.88(横浜市地域加算)	5,146円	6,343円	6,963円	7,713円	8,508円	9,269円	10,020円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,602円	4,440円	4,874円	5,399円	5,955円	6,488円	7,014円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,544円	1,903円	2,089円	2,314円	2,553円	2,781円	3,006円
4. 減免対象の方	自己負担額×減免率						

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に規定の加算率を乗じた単位数。

☆生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

<送迎サービスについて>

送迎加算

① 送迎サービス利用料金	送迎加算(片道)	2,001円
② 介護保険および介護予防から給付される金額		1,800円
③ サービスに関わる自己負担額 ①-②		201円

① 送迎については、移送には、原則として利用者の身元引受人などが同乗するものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護および介護予防短期入所

生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日2日前までに事業者に出してください。

○利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日及び当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の契約可能期間を契約者に提示します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

また、契約書第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算していただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）＊

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 管理者 濱田 要一

○苦情受付窓口 相談員 大貫 豊司

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

また、苦情受付ボックスを各階に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

横浜市健康福祉局 横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コール センター)	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
	電話番号	045-263-8084
西区高齢支援課	受付時間	月曜日から金曜日 9：00～17：00
	電話番号	045-320-8491
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護苦情相談課	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447 0570-022110 (苦情専用)
	受付時間	8：30～17：15 (土日、祝祭日、年末年始を除く)

神奈川県 高齢施設課	所在地 横浜市中区日本大通 1 電話番号 045-210-4851 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
---------------	--

6. 非常災害対策

非常時の対応

別途定めるパークサイド岡野ホーム消防計画（地震防災応急計画を含む）に基づき、対応を行います。

近隣との協力関係

岡野福祉会館との共同防火管理協議事項の取決め、および岡野二丁目町内会との消防応援協力に関する覚書を取り交わし協力することとしております。

平常時の訓練等および防災設備

別途定める「パークサイド岡野ホーム防災訓練実施計画」に基づき、年4回の消火訓練・避難訓練・夜間想定避難訓練を実施いたします。

設備名称	有無	設備名称	有無
スプリンクラー	あり	誘導灯	あり
避難階段	あり	ガス漏れ報知器	あり
自動火災報知機	あり	連結送水管	あり
非常通報装置	あり	防火扉排煙たれ壁	あり
非常放送	あり	非常灯	あり
カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			

7. 事業者の義務（契約書第9条参照）

（1）高齢者虐待に関する対応

事業者及びサービス従事者は、高齢者虐待の定義（法25条5）を十分に理解し、生活全般における身体的・精神的なケアを通じて、定義に触れる言動が起こらないよう、引継ぎ・会議・研修等にて、日々、虐待防止の啓発に努める。

・通報の義務 次の場合は、横浜市健康福祉局高齢施設課（045-671-3661）へすみやかに通報する。

ア) 施設等の職員が、自分が働いている施設等で高齢者虐待を受けた高齢者を発見した場合。

イ) ア以外の場合において、施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合。

(2) 身体拘束の廃止

事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止む得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(3) 個人情報保護（契約書第10条参照）

事業者及びサービス従事者は、個人情報保護法に基づき、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

契約者の医療上の必要性がある場合又は円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供するものとする。

(4) 事故発生防止

事業所及びサービス従事者は、『人としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの』をリスクと捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。その必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別サービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスおよび介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に
際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 パークサイド岡野ホーム
説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス
および介護予防短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

身元引受人住所

氏名

印 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4階、
- (2) 建物の延べ床面積 2784.89 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成12年2月 1日指定 神奈川県1470300086号
令和8年4月1日変更 定員70名

[通所介護] 平成12年2月1日指定 神奈川県1470300243号
定員18名

[居宅介護支援事業] 平成11年 9月 1日指定 神奈川県1470301852号

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。6名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員（介護施設と兼務）を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
特別養護老人ホームに3名の看護職員を配置しています。看護業務は特養業務と一体となって行っております。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員等が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」および「介護予防短期入所生活介護」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

- ① 事業所の事業サービス担当者に短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。
- ④ 短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定および要支援認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付および介護予防給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付および介護予防給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供

支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態等の必要な事項について医師または看護職員と連携し、ご契約者からの聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管し、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させます。但し、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付します。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。これは契約が終了した後も継続します。（守秘義務）
ただし、ご契約者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については、持込をお断りすることがあります。

（2）面会

面会時間 10：00～17：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※インフルエンザ等に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

※なお、来訪される場合、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前前日までに申し出下さい。前前日までに申し出があった場合には、「食事の材料の提供」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ご契約者が、事業所の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

○ご契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご契約者及びそのご家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定します。

(5) 喫煙

施設内に喫煙スペースはございません。

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご家族に連絡しますので、原則として、ご家族に病院に行っていただきます。

但し、ご家族に連絡が付かない場合は、当事業所において、近くの病院や、当事業所において近くの病院や、当事業所の協力病院にかかっていたり、入院していただくことがあります。この場合特に勤務時間外の職員の実費をいただくことがあります。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約期間満了日までとします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第17条参照）

- | |
|--------------------------------|
| ①ご契約者が亡くなられた場合 |
| ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 |

- ⑥契約書第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦本契約期間が満了した時

(1) ご契約者からの退所の申し出(解約・契約解除) (契約書第6条、第9条、第18条、第19条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付および介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの退所の申し出(契約解除) (契約書第20条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、
- ②故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ③ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ④ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所及び、介護療養型医療施設入所した場合もしくは他の病院に入院した場合
- ⑥契約者が正当な理由なく3日以上居室を利用しない時